

## 図書館ボランティア草加 会則

- (名称) 第1条 この会は、図書館ボランティア草加（略称L.V.S.）と称します。
- (所在) 第2条 この会の事務局を、草加市立中央図書館内に置きます。
- (目的) 第3条 この会は、草加市立中央図書館および読書活動に関するボランティアを通じて、人と人のふれあいを楽しみ、図書館をサポートすることを目的とします。
- (活動) 第4条 この会は、次の活動を、会の目的に沿って自主的に行います。  
各部は部長1名を選出し、必要に応じて副部長を置きます。
- (1) 部活動 ・ブックサポート部・音訳サポート部・キッズサポート部  
・布絵本を作る会・にほんごひろば・広報部・集まれ！交流の会
- (2) その他 会の目的に沿った活動
- (会員) 第5条 この会の目的に賛同し、草加市立中央図書館の利用カードを持った人で高校生以上の方はだれでも会員になれます。
- (会費) 第6条 この会の運営費として、会員から年会費500円／人を徴収します。
- (役員) 第7条 この会に、次の役員を置きます。
- (1) 代表 (2) 副代表 (3) 書記 (4) 会計 (5) 会計監査  
部長は役員会に出席し、各役員は役員会で選出します。  
その任期は1年とし再任することができます。
- (運営) 第8条 この会の運営は、毎年1回開催する年次総会の決議に従って行います。年次総会が開催できない場合は、書面表決にて決議します。その他運営事項は役員会で決定します。運営費は会費その他をもって当てます。
- (会計) 第9条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とします。
- (改正) 第10条 この会則の改正は、総会での決議に基づきます。

附 則 この会則は、2000年4月1日から施行します。  
この会則は、2002年4月20日から一部改正します。  
この会則は、2006年4月15日から一部改正します。  
この会則は、2007年4月14日から一部改正します。  
この会則は、2009年4月11日から一部改正します。  
この会則は、2010年4月17日から一部改正します。  
この会則は、2011年4月17日から一部改正します。  
この会則は、2015年4月18日から一部改正します。  
この会則は、2018年4月21日から一部改正します。  
この会則は、2021年5月1日から一部改正します。  
この会則は、2023年4月17日から一部改正します。